

## 社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会福祉バス運行規程

### (目的)

第1条 この規程は、薩摩川内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する「福祉バス」「福祉マイクロバス」「身障バス」（以下「福祉バス等」という。）の運行管理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 福祉バス等の利用者は、その目的が営利を求めず、かつ公共の福祉に寄与するもので、薩摩川内市に所在する福祉関係団体（以下「団体」という。）を対象とする。

### (利用の範囲)

第3条 福祉バス等を利用することができるものは、次に掲げるいずれかの目的のために利用する場合に限り利用を許可する。

- (1) 高齢者等の移送、福祉事業に参加する者の移送等のために使用するとき
- (2) 福祉団体の研修又はこれに準ずる行事等に使用するとき
- (3) 福祉団体の県の総会・大会等への参加に使用するとき
- (4) その他福祉の向上に必要と会長が認めたとき

### (運行日及び利用時間)

第4条 運行日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日及び法定点検・車検並びに修理等に要する日を除く日とし、使用時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日の利用並びに使用時間延長等を希望する場合は、協議する。

### (運行の制限)

第5条 福祉バス等の使用基準は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 県外及び宿泊を伴う運行は認めない。
- (2) バス運行の定員は福祉バスが10名以上40名以内、福祉マイクロバスが10名以上22名以内、身障バスが17名以内とする。
- (3) 運行における経路、行先変更は、災害等緊急時を除き特に認めない。
- (4) バスの利用は1団体ごとに原則1台とする。ただし、その他のバスを含む場合はその都度協議とする。

### (利用申請)

第6条 福祉バス等の運行の使用許可を受けようとする者は、使用の10日前までに福祉バス利用申請書（様式第1号）（以下「利用申請書」という。）を会長に提出し、許可を得なければならない。

2 年間の予約受付期間及びその他の予約受付開始日については、別に定める。

### (利用者の遵守事項)

第7条 この福祉バス等を利用するものは、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 1団体の利用は、原則年3回までとする。

- (2) 福祉バス等の利用は無料とする。ただし、有料道路利用料、駐車場料金、乗船料（福祉バス等を乗船させる場合）等バス利用に係る経費は団体の負担とする。
- (3) 福祉バス等車内での飲酒、喫煙、暴力行為、故意による汚損・破損、走行中の車内移動は禁止する。また、法令を遵守してシートベルトは必ず着用する。
- (4) 運行後のゴミはすべて持ち帰るものとする。
- (5) 道路の状況、交通事情、天候等により運行経路の変更や、危険と判断した場合は運行を取りやめる等、運転手の指示に従うこと。

2 前項の遵守事項に違反があったと認められる団体は、次回以降の利用を受け付けられないものとする。

(運転手の遵守事項)

第8条 運転手の遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 運転手は、福祉バス等の運行に当たっては、整備管理者及び安全運転管理者の指示を守り、法令を遵守し、最善の注意を払わなければならない。
- (2) 運転手は、利用申請書に従い、行き先変更は認めないこと（ただし、災害・事故等の場合を除く。）。また、管理者の指示に基づき誠実にバス運行をしなければならない。
- (3) 運転手は、車両使用伺簿・車両運転日誌（別記第1号様式）に行程結果を記録して報告するものとする。
- (4) 運転手は、バスの損傷・事故等があった場合は、必ず管理者に報告しなければならない。

(事故の賠償等)

第9条 福祉バス等運行中の事故により生じたバス利用者への損害賠償については、原則自賠責保険のほか、本会が加入する任意保険の範囲内とする。

(管理)

第10条 福祉バス等の管理については、薩摩川内市社会福祉協議会公用車管理規程及び薩摩川内市社会福祉協議会安全運転管理規程を準用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。